

○財務省告示第八十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年七月二十四日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十二回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 入札による発行
- 五 募入決定の方法 各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
- 六 発行額 額面金額で三千九百九十六億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に十六億八千五百五十万円の特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
償還期限	第二期以後の利子	初期利子	の払込み	経過利率	発行価格	発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額
令和四十一年三月二十日	毎年三月二十日及び九月二十日 を、支払期とし、各支払期におい て、その支払日以前六月間に属す 利子を支払う。	令和元年九月二十日を支払期とし、 次の算式により算出した金額が 銀行休業日に当たるときは、その 翌営業日に支払う（以下、次に 号及び第十六号において規定す る期日について同じ。）。	令和元年九月二十日を支払期とし、 次の算式により算出した金額が 銀行休業日に当たるときは、その 翌営業日に支払う（以下、次に 号及び第十六号において規定す る期日について同じ。）。	年〇・五パーセント 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加えて、次の算式によ り算出した金額を第二十号に規 定する期日に払い込むものとす る。	三銭 額面金額百円につき百二十円七十 令和元年七月二十四日	す。の整数倍の金額によるものと 額の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録は、最低額面金	五万九千八百八十九万九千九百九十九円	千四百九十九億九千四百九十五万円

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{126}{365}$$

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

令 財 日 額  
和 務 本 面  
元 大 銀 金  
年 臣 行 額  
七 か ら 百  
月 通 円  
二 知 に  
十 受 つ  
四 け き  
日 た 百  
者 円